

平成17年6月9日

株 主 各 位

東京都港区東新橋一丁目9番2号 汐留住友ビル
セガサミーホールディングス株式会社
代表取締役会長兼社長 里 見 治

第1期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第1期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットで議決権を行使することができますので、後記の参考書類をご検討いただき、お手数ながら平成17年6月23日（木曜日）までに同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご捺印のうえ折り返しご返送くださるか、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）より議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成17年6月24日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区高輪四丁目10番30号 品川プリンスホテル エグゼクティブタワー 5階メインバンケットホール (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。) |

3. 会議の目的事項

報 告 事 項

1. 第1期（平成16年10月1日から平成17年3月31日まで）
営業報告書、連結貸借対照表および連結損益計算書なら
びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果
報告の件
2. 第1期（平成16年10月1日から平成17年3月31日まで）
貸借対照表および損益計算書報告の件

決 議 事 項

第1号議案 第1期利益処分案承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

（議案の要領は、後記参考書類**3頁から5頁**に記載のとおりであります。）

第3号議案 取締役7名選任の件

第4号議案 監査役4名選任の件

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

第6号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

（議案の要領は、後記参考書類**12頁から15頁**に記載のとおりであります。）

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、インターネットにより議決権を行使いただく際には、後記の**16頁から17頁**の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照ください。

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 1,217,991個

2. 議案に関する参考書類

第1号議案 第1期利益処分案承認の件

利益処分案の内容は、別添「報告書（第1期定時株主総会招集ご通知 参考書類）」37頁に記載のとおりであります。なお、利益配当金につきましては、日頃の株主の皆様のご支援に感謝し1株につき普通配当40円に、当社設立記念配当20円を含め、合計60円とさせていただきますたく存じます。

第1期営業報告書、連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに貸借対照表および損益計算書につきましては、別添「報告書（第1期定時株主総会招集ご通知 参考書類）」4頁から36頁に記載のとおりであります。

第2号議案 定款一部変更の件

議案の要領および変更の理由

- (1) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第87号）が平成17年2月1日から施行されたことに伴ない、法定公告を当社ホームページにておこなうことで株主様の利便性を向上させるため、現行定款第4条の公告の方法について規定の変更をおこなうものであります。なお、止むを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載しておこなうものといたします。
- (2) 当社設立の際に必要な応じて規定した附則について、本総会終結の時をもって削除するものであります。

(下線は変更部分であります。)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>第1条 　　(条文を省略)</p> <p>第3条 (公告の方法)</p> <p>第4条 当会社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第5条 　　(条文を省略)</p> <p>第45条</p> | <p>第1条 　　(現行どおり)</p> <p>第3条 (公告の方法)</p> <p>第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。<u>ただし、電子公告によることができない事故その他止むを得ない事由が生じた場合には、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>第5条 　　(現行どおり)</p> <p>第45条</p> |
| <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>(株式移転による設立に際して発行する株式)</u></p> <p>第1条 当会社の設立は、<u>商法第364条の株式移転による。</u></p> <p>2. <u>当会社の設立に際して発行する株式は、普通株式とし、その総数はサミー株式会社</u><u>が株式移転をなすべき日の前日現在発行している普通株式の総数、および株式会社セガが株式移転をなすべき日の前日現在発行している普通株式の総数に0.28を乗じて得られる数(ただし、1株の100分の1に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。)</u>の合計とする。</p> | <p style="text-align: center;">(削 除)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--------------|
| <p>(最初の営業年度)</p> <p>第2条 当社の最初の営業年度は、第42条の規定にかかわらず、当社設立の日から平成17年3月31日までとする。</p> | <p>(削 除)</p> |
| <p>(最初の監査役の任期)</p> <p>第3条 当社の最初の監査役の任期は、第35条の規定にかかわらず、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> | <p>(削 除)</p> |

第3号議案 取締役7名選任の件

当社取締役全員（6名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役7名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴及び他の会社の代表状況 | 所有する当社の株式数 |
|-------|----------------------|---|-------------|
| 1 | 里見 治 (昭和17年1月16日) | 昭和55年3月 サミー工業(株) (現 サミー(株)) 代表取締役社長 平成15年11月 (株)サミーネットワークス取締役会長 (現任) 平成16年2月 (株)セガ代表取締役会長 (現任) 平成16年6月 サミー(株)代表取締役会長 (現任) 平成16年10月 当社代表取締役会長兼社長 (現任) | 24,284,669株 |
| 2 | 小口 久雄 (昭和35年3月5日) | 昭和59年4月 (株)セガ・エンタープライゼス (現 (株)セガ) 入社 平成12年6月 同社執行役員 平成14年6月 同社常務執行役員 平成14年9月 同社常務執行役員編成局長 平成15年5月 SEGA HOLDINGS U.S.A.,INC. CEO&President (現任) 平成16年6月 (株)セガ代表取締役社長兼最高執行責任者 (現任) 平成16年10月 当社取締役副会長 (現任) 平成16年12月 SEGA OF AMERICA,INC.Chairman (現任) 平成16年12月 SEGA ENTERPRISES,INC.(U.S.A) Chairman (現任) 平成16年12月 SEGA EUROPE LTD. Chairman (現任) | 11,200株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴及び他の会社の代表状況 | 所有する当 社の株式数 |
|-----------|-------------------------|--|----------------|
| 3 | 中山 圭 史 (昭和17年7月23日) | <p>平成元年9月 サミー工業(株) (現 サミー(株)) 入社総務部長</p> <p>平成9年4月 同社取締役社長室長</p> <p>平成12年1月 同社常務取締役社長室長</p> <p>平成12年6月 同社常務取締役社長室長兼グループ会社管掌</p> <p>平成13年6月 同社常務取締役社長室管掌</p> <p>平成15年3月 (株)サミーネットワークス取締役</p> <p>平成15年4月 サミー(株)常務取締役企画本部管掌兼社長室長</p> <p>平成15年8月 同社常務取締役企画本部・社長室管掌</p> <p>平成16年3月 同社専務取締役社長室管掌</p> <p>平成16年10月 当社専務取締役 (現任)</p> <p>平成17年1月 セガサミーアセット・マネジメント(株)取締役 (現任)</p> <p>平成17年4月 サミー(株)取締役 (現任)</p> | 284,550株 |
| 4 | * 片 本 通 (昭和21年9月10日) | <p>昭和53年3月 サミー工業(株) (現 サミー(株)) 入社</p> <p>平成元年3月 同社取締役資材部長</p> <p>平成7年5月 同社取締役SP営業本部長</p> <p>平成9年4月 同社常務取締役SP営業本部長</p> <p>平成11年6月 同社専務取締役SP営業本部長</p> <p>平成14年6月 同社専務取締役SP営業本部・SP事業統括室管掌</p> <p>平成16年6月 同社代表取締役副会長</p> <p>平成16年9月 (株)日商インターライフ代表取締役会長</p> <p>平成17年2月 同社代表取締役会長兼社長 (現任)</p> <p>平成17年2月 サミー(株)代表取締役社長 (現任)</p> | 153,500株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴及び他の会社の代表状況 | 所有する当 社の株式数 |
|-----------|-------------------------|---|----------------|
| 5 | 岡 村 秀 樹 (昭和30年2月1日) | <p>昭和53年4月 荻島商事(株)入社</p> <p>昭和59年7月 (株)コスモプリエール入社</p> <p>昭和62年1月 (株)セガ・エンタープライゼス (現 (株)セガ) 入社</p> <p>平成9年6月 同社取締役コンシューマ事業本部副本部長兼サターン事業部長</p> <p>平成10年6月 同社執行役員サターン事業部長</p> <p>平成12年6月 同社取締役ドリームキャスト事業部門担当</p> <p>平成14年6月 (株)デジキューブ代表取締役副社長</p> <p>平成15年7月 (株)セガ専務執行役員コンシューマ事業本部長</p> <p>平成15年10月 SEGA OF AMERICA,INC.取締役 (現任)</p> <p>平成16年2月 SEGA EUROPE LTD.取締役 (現任)</p> <p>平成16年5月 SEGA (SHANGHAI) SOFTWARE CO.,LTD. 董事長 (現任)</p> <p>平成16年6月 (株)セガトイズ取締役 (現任)</p> <p>平成16年6月 (株)セガ常務取締役コンシューマ事業担当 (現任)</p> <p>平成16年6月 (株)トムス・エンタテインメント取締役 (現任)</p> <p>平成16年10月 当社取締役 (現任)</p> | 2,996株 |
| 6 | 田 副 康 夫 (昭和20年6月22日) | <p>昭和43年4月 (株)セガ・エンタープライゼス (現 (株)セガ) 入社</p> <p>平成3年6月 同社取締役AM施設事業本部西日本営業事業部長兼関西支店長</p> <p>平成9年6月 同社常務取締役デイベロッパース事業部長</p> <p>平成10年6月 同社常務執行役員AM施設事業本部副本部長兼デイベロッパース事業部長兼アミューズメントテーマパーク事業部長</p> <p>平成13年6月 同社常務執行役員新規事業本部長兼AM事業本部施設本部副本部長</p> <p>平成15年6月 同社常務執行役員アミューズメント施設本部長</p> <p>平成15年12月 (株)オアシスパーク取締役 (現任)</p> <p>平成16年1月 SEGA AMUSEMENTS TAIWAN LTD. 董事長 (現任)</p> <p>平成16年6月 (株)セガ常務取締役アミューズメント施設事業担当 (現任)</p> <p>平成16年10月 当社取締役 (現任)</p> <p>平成16年12月 SEGA ENTERTAINMENT U.S.A.,INC. CEO&President (現任)</p> <p>平成16年12月 SEGA HOLDINGS U.S.A.,INC.取締役 (現任)</p> | 12株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴及び他の会社の代表状況 | 所有する当社の株式数 |
|-------|-----------------------------|--|------------|
| 7 | * 橋本圭一郎 (昭和26年10月20日) | 昭和46年4月 (株)三菱銀行(現(株)東京三菱銀行) 入行 平成10年12月 同行フランクフルト支店長 平成15年4月 同行国際業務部長 平成15年6月 三菱自動車工業(株)入社代表取締役執行副社長 最高財務責任者 平成16年4月 同社代表取締役執行副社長最高財務責任者兼 社長代行 平成17年4月 当社入社顧問(現任) 平成17年4月 セガサミーアセット・マネジメント(株)代表取 締役社長(現任) | 一株 |

(*は新任候補者であります)

- (注) 1. 取締役候補者 里見 治は、(株)セガ、サミー(株)の代表取締役会長、(株)サミーネットワークスの取締役会長を兼務しております。
2. 取締役候補者 小口 久雄は、(株)セガの代表取締役社長兼最高執行責任者、SEGA HOLDINGS U.S.A.,INC.のCEO&President、SEGA OF AMERICA,INC.、SEGA ENTERPRISES,INC. (U.S.A)、SEGA EUROPE LTD. のChairmanを兼務しております。
3. 取締役候補者 中山 圭史は、セガサミーアセット・マネジメント(株)、サミー(株)の取締役を兼務しております。
4. 取締役候補者 片本 通は、(株)日商インターライフの代表取締役会長兼社長、サミー(株)の代表取締役社長を兼務しております。
5. 取締役候補者 岡村 秀樹は、(株)セガの常務取締役、SEGA (SHANGHAI) SOFTWARE CO.,LTD.の董事長、SEGA OF AMERICA,INC.、SEGA EUROPE LTD.、(株)セガトイズ、(株)トムス・エンタテインメントの取締役を兼務しております。
6. 取締役候補者 田副 康夫は、(株)セガの常務取締役、SEGA AMUSEMENTS TAIWAN LTD.の董事長、SEGA ENTERTAINMENT U.S.A.,INC.のCEO&President、(株)オアシスパーク、SEGA HOLDINGS U.S.A.,INC.の取締役を兼務しております。
7. 取締役候補者 橋本 圭一郎は、セガサミーアセット・マネジメント(株)の代表取締役社長を兼務しております。
8. 上記取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役4名選任の件

当社監査役全員（4名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては監査役4名の選任をお願いいたします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴及び他の会社の代表状況 | 所有する当社の株式数 |
|-------|----------------------|--|------------|
| 1 | 家田和忠 (昭和12年11月8日) | 平成元年7月 (株)セガ・エンタープライゼス (現 (株)セガ) 取締役経理本部長 平成6年10月 同社取締役管理本部長 平成7年4月 (株)セガ・ロジスティクスサービス監査役 (現任) 平成9年6月 (株)セガ・エンタープライゼス (現 (株)セガ) 常勤監査役 平成16年10月 当社常勤監査役 (現任) | 1,434株 |
| 2 | 鬼追明夫 (昭和9年8月5日) | 昭和35年4月 弁護士登録 昭和37年4月 なにわ共同法律事務所開設 (現在) 平成8年4月 日本弁護士連合会会長 平成11年4月 (株)整理回収機構代表取締役副社長 平成11年8月 同社代表取締役社長 平成16年6月 サミー(株)監査役 (現任) 平成16年10月 当社監査役 (現任) | 一株 |
| 3 | 荒井良一 (昭和12年2月13日) | 平成9年6月 サミー(株)取締役管理本部長 平成11年6月 同社常勤監査役 平成16年6月 (株)セガ常勤監査役 (現任) 平成16年10月 当社監査役 (現任) | 10,000株 |
| 4 | 平川壽男 (昭和18年6月24日) | 平成6年6月 丸三証券(株)取締役引受本部長 平成8年6月 同社常務取締役引受本部長 平成13年6月 丸三ファイナンス(株)代表取締役社長 平成16年6月 サミー(株)監査役 (現任) 平成16年10月 当社監査役 (現任) | 300株 |

- (注) 1. 左記監査役候補者のうち、鬼追 明夫、平川 壽男は「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役の候補者であります。
2. 左記監査役候補者のうち、家田 和忠、荒井 良一は平成17年5月1日改正前の「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役の候補者であります。
3. 左記監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴及び他の会社の代表状況 | 所有する当社の株式数 |
|--------------------------|---|------------|
| 榎 本 峰 夫 (昭和25年12月12日) | 昭和53年4月 弁護士登録 平成12年5月 榎本峰夫法律事務所開設 (現在) 平成16年6月 (株)サミーネットワークス監査役 (現任) 平成16年6月 (株)セガ監査役 (現任) | 1,000株 |

- (注) 1. 上記補欠監査役候補者は「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役の要件を満たしております。
2. 上記補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第6号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、以下の要領により、当社の従業員および当社子会社の従業員に対し、ストックオプションとしての新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループに対する経営参画意識を高め、業績向上に対するインセンティブを高めることを目的として、以下の要領により、当社の従業員および当社子会社の従業員に対し、ストックオプションとしての新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の従業員および当社子会社の従業員。(以下「対象者」と称する。)

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式1,300,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合をおこなう場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日の翌日、株式併合においてはその効力発生時に、新株予約権のうち行使されていないものの目的たる株式の数においてのみおこなわれ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の発行日以降、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併をおこない当該新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換をおこない完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割をおこなう場合、資本減少をおこなう場合、その他これらの場合に準じて目的たる株式の数の調整を必

要とする場合は、当社は必要と認める調整をおこなうことができるものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

13,000個を上限とする。(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数100株。ただし、左記(2)に定める株式の数の調整をおこなった場合は、同様の調整をおこなう。)

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

新株予約権の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの金額(以下「払込価額」という。)は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の平均値に1.05を乗じた価額とし、これにより生じた1円未満の端数はこれを切り上げる。

ただし、その価額が新株予約権発行日の前日の終値(終値がない場合は、その日に先立つ直近日における終値。)を下回る場合は、新株予約権発行日の前日の終値とする。

なお、新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合をおこなう場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、かかる調整は、当該株式分割においては、その基準日の翌日、株式併合においては、その効力発生時におこなわれるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の発行日以降、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併をおこない当該新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換をおこない完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割をおこなう場合、資本減少をおこなう場合、その他これらの場合に準じて払込価額の調整を必要とする場合は、当社は必要と認められる調整をおこなうことができるものとする。

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）をおこなう場合、次の算式により払込価額の調整をおこない、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

対象者は、平成19年7月31日から平成21年7月30日までの期間内に新株予約権を行使することができるものとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たる時は、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

①対象者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役、執行役員、顧問もしくは従業員又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、顧問もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、地位の喪失が法令もしくは当社又は当社子会社の定款、会社規程による場合、又は次項②および③に規定する場合はこの限りではない。

②対象者たる当社の従業員又は当社子会社の従業員がその地位を喪失した場合であっても、次のイ. ないしハ. に該当する場合には、当該対象者は、上記①の規定にかかわらず、その地位喪失時に行使していなかった新株予約権の限度でこれを行行使できる。

イ. その地位の喪失が、定年退職、事業の縮小等による解雇等の会社規程に基づく事由による場合又は会社都合により当社又は当社子会社へ転籍した場合

- ロ. その地位の喪失後、ただちに当社の取締役、監査役、執行役員もしくは顧問又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは顧問の地位を取得した場合
 - ハ. 上記ロ. の地位の取得後、任期満了又は法令変更に伴う事由による退任によりその地位を喪失した場合
 - ③対象者たる当社の従業員又は当社子会社の従業員が死亡した場合は、当該従業員の法定相続人が、当該死亡時に行使されていなかった新株予約権の限度でこれを継承し、行使できる。
 - ④その他、新株予約権の行使の条件は、当社第1期定時株主総会終結後に開催される当社取締役会の決議により決定し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。
- (8) 新株予約権の消却事由および条件
- ①当社が消滅会社となる合併契約書が承認された時、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案につき株主総会で承認された時は、新株予約権を無償で消却することができる。
 - ②対象者が左記(7)②および③の場合によらず左記(7)①に定める地位を喪失した場合、当社は対象者に割当てられた一切の新株予約権をただちに無償で消却することができる。
なお、この場合の消却手続に関しては、本新株予約権の権利行使期間満了後に一括しておこなうことができるものとする。
 - ③その他、当社はいつでもストックオプションとして発行された新株予約権を無償で消却することができるものとする。
- (9) 新株予約権の譲渡制限
- 新株予約権を譲渡する時は、当社取締役会の承認を要する。

以 上

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ行使いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又は携帯電話（iモード、EZweb、Vodafone live!）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotage.jp/>）にアクセスし、ご利用いただくことによるのみ実施可能です。（「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Vodafone live!」はVodafone Group Plcの商標又は登録商標です。）
- (2) パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、議決権行使サイトにおけるインターネットによる議決権行使ができない場合もございますので、その旨ご了承ください。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード・EZweb・Vodafone live!のいずれかのサービスをご利用可能であることが必要です。同サービスが利用可能な場合でも、セキュリティ確保のため暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報送信が可能な機種にのみ対応しておりますので、携帯電話の機種によってはご利用いただけない場合がございますのでご了承ください。
- (4) インターネットによる議決権行使は**株主総会前日（平成17年6月23日（木曜日））の24時まで受付**いたしますが、お早めに行使いただき、ご不明な点等ございましたら、後記**17頁**記載のヘルプデスクへお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 上記の議決権行使サイトにおいて、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更や、専用の電子証明書の取得（又は携帯電話情報の送信）等をお願いすることになりますのでご了承ください。

- (3) 「議決権行使コード」は株主総会の招集の都度新しいコードをご通知いたします。また株主総会の招集ご通知をパソコンに電子メールで送信することに同意された株主様につきましては、ご自分の「パスワード」を株主様に変更されるまで継続的にご利用いただくこととなりますので、パスワードの管理には充分ご注意ください。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送とインターネットにより、議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットによる議決権行使の場合、議決権行使サイトでは複数回の議決権行使（やり直し）が可能ですが、この場合は最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコンと携帯電話で重複して議決権行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（ダイヤルアップ接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合はパケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

5. 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から、招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンにより議決権行使サイトでお手続きください。（携帯電話ではお手続きできません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。）

以上

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

【インターネット議決権行使ヘルプデスク】

名義書換代理人 U F J 信託銀行株式会社証券代行部

専用ダイヤル 0120-173-027(通話料無料)(受付時間 平日9:00~21:00)

※上記は、株式事務に関するお問い合わせ先ではありませんのでご注意ください。

M E M O

A series of ten horizontal dotted lines for writing.

M E M O

A series of ten horizontal dotted lines for writing.

株主総会会場ご案内図

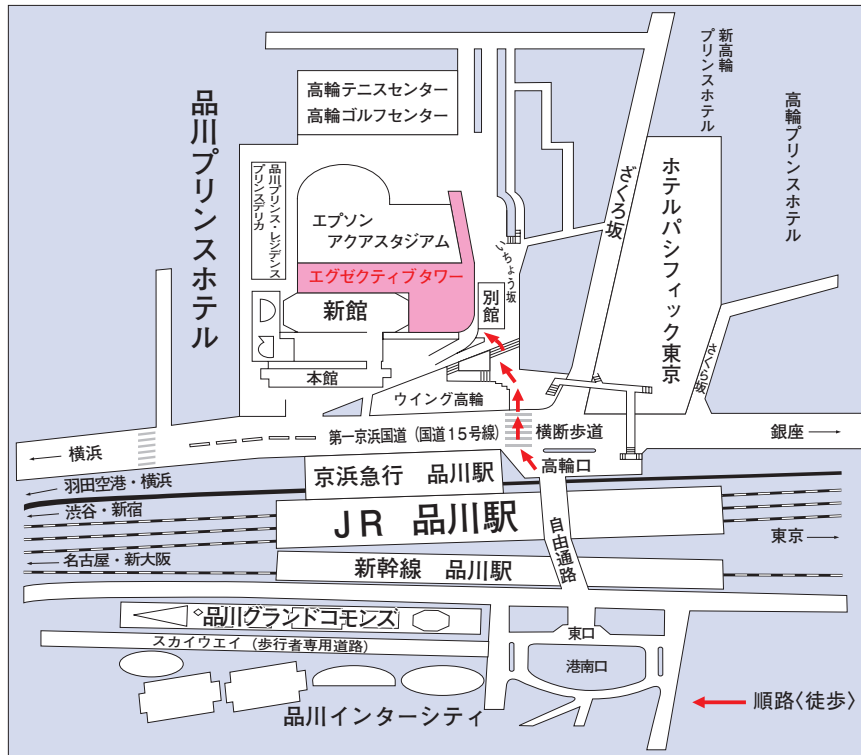
品川プリンスホテル エグゼクティブタワー

5階 メインバンケットホール

東京都港区高輪四丁目10番30号

電話 (03) 3440-1111

<http://www.princehotels.co.jp/shinagawa>



新幹線、JR線、京浜急行線 品川駅 (高輪口) 下車 徒歩2分



環境にやさしく……本紙は再生紙を使用しております。